

府中市の一部開示（ほとんど全部非開示）に対し、全部開示を認める一府中市行政不服審査会

～府中市は行政不服審査会の答申を受けて全部開示

伊藤久雄（認定NPOまちぼっと理事）

府中市は、京王線府中駅北口でおおよそ 40 年間にわたってホールや市民活動のための会議室等を提供してきた「グリーンプラザ」を閉鎖し、その機能を府中駅南口の再開発ビル（ル・シーニュという）に移すこととし、昨年 7 月からル・シーニュの 5 階と 6 階に「市民活動センター・プラッツ」をオープンした。

「グリーンプラザ」は後述のように、解体・撤去した上で新たな建物を整備し、事業を行うことを条件に、民間事業者を公募することとした。本件は、民間事業者の公募と審査に関する情報公開請求と、府中による一部開示（ほとんど全部非開示）とその決定に対する不服申し立て（審査請求）に対する府中市行政不服審査会の「全部開示を認める」答申について、その概要を報告するものである。したがって以下の記述は、すべて府中市行政不服審査会の答申書からの引用である。

府中市行政不服審査会の答申は、次の 2 点において意義あるものとする。

- (1) 府中市の一部開示（一部非開示）と府中市がその理由とした「開示されることによって、法人等の競争上の地位が損なわれる」などの主張を退け、全部開示を認めたこと。
- (2) 審査会が判断する前提として、「公共性の高い事業に民間企業が参画することを企図し、地方公共団体との契約締結を目的として応募に応ずるような場合には、行政の透明性の要請等の観点から、応募する法人等は、民間企業との契約を企図するときとは異なる制約に服するのが当然である。したがって、例えば法人等の示した個別の金額が法人等の利益侵害情報に該当し、非開示情報とされるためには、当該情報が開示されることによって、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上のノウハウや秘密が具体的に明らかになるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる蓋然性が要求されるものというべきである。」としたこと。この点を要約すれば、以下の 2 点に集約される。
 - ① 公共性の高い事業には、行政の透明性が要請されること。
 - ② 応募する法人等は、民間企業との契約を企図するときとは異なる制約に服するのが当然であること。

審査会の答申を受けた府中市は、審査会の答申に沿って全部公開することを採決し、当日震災請求人に全部開示された。

（後日、続報）

1. 府中市行政不服審査会の結論（主文）

府中市長が審査請求人に対してした一部開示決定（それぞれ目隠しが付された部分に関する一部不開示決定）については、いずれの文書についても一部不開示とすべき正当の理由を欠くので、全部を開示すべきものと認める。

2. 経緯

① 府中市の方針

府中市は、京王線府中駅北口側にある府中グリーンプラザについて、設備の老朽化が進み、大規模改修の必要な状況にあったこと（昭和 55 年の竣工）を理由に、「既存施設を解体・撤去した上で、新たな建物を整備し、事業を行う条件として、新たな活用を行うことを条件として、新たな活用を行う民間事業者を公募し、選定した事業者に対し、当該土地の定期借地権を設定し、賃貸する」との「府中グリーンプラザ敷地活用方針」を策定した。

市は、民間事業者の選定は公募型プロポーザル方式を採用し、選定にあたっては、府中市府中駅北口市有地活用事業者選定委員会（以下、事業者委員会）を設置し、同委員会の審査結果を踏まえて優先交渉権者を決定するものとした。

② 事業者選定委員会

公募には 4 社から応募があったが、一次審査終了後に 1 社が辞退。提案書提出は 3 者になった。3 社の提案書審査は、定性的審査（「事業の実施方針・コンセプト」「事業の実現性」「施設整備」「維持管理」「加点」）と定量的審査（市の収益となる「地代」と「既存施設の解体費」）に分けられ、定性的評価と定量的評価の総合得点の最も高い物を優先交渉権者とした。審査の結果、スターツコーポレーション株式会社が優先交渉権者おされた。

③ 情報公開請求に対する決定

情報公開請求は田村さん（府中市議）が行った。その結果、「金額提案書」に関するところについては一部開示決定（一部不開示決定）であり、優先交渉権者以外の 2 社（落選者）の具体的な金額の提案および備考欄・工期に関する記載部分はいずれも不開示とされた。優先交渉権者となったスターツコーポレーションの提案書については、具体的な金額を記した部分のみが不開示とされ、その他の記載部分は全て開示された。

また、「府中グリーンプラザ敷地活用事業 審査結果（プレゼンテーション後）」という表題の文書については、審査委員 5 人の各得点などが記載されている。このうち「定量的審査」について、優先交渉権者については 3 社の中で最も高い提案価格（地代）と最も低い提案価格（解体費）が不開示とされ、他は全て開示されている。しかし、落選者の 2 社については全てが不開示とされている。

3. 審査請求人の主張

請求した田村さんは、全部開示を求めたが、その理由としたのは次の2点であった。

- ① 開示請求した各文書は、法人等の事業活動に関する情報を含んでおらず、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれる恐れもないから、府中市情報公開条例の適用を誤ったものである。
- ③ 条例に明記された「公文書の開示を請求する市民の権利」を著しく侵害するものである。

4. 市長（実施機関）の主張

- ① 金額提案書、事業費内訳書について

不開示とした情報は、法人等の事業活動に関するものといえる。

また、不開示情報を開示すると、本件事業と類似する事業において競合があった際に、本件事業において提案された価格をもとに、提案価格を予見されるおそれがあり、条例にいう「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位」を損なう恐れがある。

- ② 府中グリーンプラザ敷地活用事業 審査結果について

一部不開示とした落選した事業者の地代及び解体費に関する情報は、法人等の事業活動に関する情報に該当する。落選した事業者に対する定量的審査の得点評価についてもまた、法人等の事業活動に関する情報に含まれるものと解される。

また、①と同様な理由により、「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位」を損なう恐れがある。

5. 審査会の判断

- (1) 本件の論点は、①各文書が法人等の事業活動に関する情報を含むものといえるか、②不開示部分が「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を損なわれると認められるもの」に該当するか、の2点である。請求人は、「公文書の開示を請求する市民の権利」を著しく侵害すると主張するが、この点の帰趨は上記①及び②に関する検討によって自ずと明らかになる性質のものであるから、特に項を設けて取り上げることがない。

①の論点については、各文書に記載された内容は、民間事業者らが企画提案する事業費用の金額等、または選考委員会の選考結果に関するもので、これらが本件事業に参画しようとする法人等の事業活動であることは明らかである。本件事業が公共事業であり、

各文書が公共事業に応募する目的で作成されたこと、あるいは応募したことの結果として作成されたこと等の事情は、前記の結論を左右しない。この点の審査請求人の主張には理由がない。

- (2) ②の論点を検討するに先立ち、条例の「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を損なわれると認められるもの」の解釈のあり方について検討を加える。条例が前段において「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重する」と規定するとともに、個人情報に関する情報のみ、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定している趣旨に照らせば、法人との権利侵害情報に該当するといえるためには、当該情報が単に通常他人に知られたいものであるというだけでは足りず、それが開示されることによって、当該法人等の競争上の地位等が損なわれるおそれが客観的に認められることを要すると解するべきである。

とりわけ本件のように公共性の高い事業に民間企業が参画することを企図し、地方公共団体との契約締結を目的として応募に応ずるような場合には、行政の透明性の要請等の観点から、応募する法人等は、民間企業との契約を企図するときとは異なる制約に服するのが当然である。したがって、例えば法人等の示した個別の金額が法人等の利益侵害情報に該当し、非開示情報とされるためには、当該情報が開示されることによって、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上のノウハウや秘密が具体的に明らかになるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる蓋然性が要求されるものというべきである。

本件の各文書の各不開示部分についても、上記の観点から法人等の利益侵害情報に該当するかが、厳密に問われなければならない。

- (3) そこで本件文書について検討すると、落選者 2 社の「金額提案書」は事業の大枠に関わる結論の数・額に過ぎない。不開示部分の情報が開示されたとしても 2 者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる蓋然性を生ずるものとは到底いえない。のみならず、「金額提案書」に記載された事項は、スタートコーポレーションに関する限り、その全てが開示されている。公募型の公共事業に応募するということは、当選者はもとより、落選者についても、その提案内容が広く一般の批判と監視に晒されることを当然の前提とするものであり、そうした過程が担保されることによって、はじめて選定のプロセスを含めた公共事業の透明性と適正が確保されるものと思料する。

実施機関の主張は、応募者らの利益につき、必要以上の配慮をするものといわざるを得ず、公文書開示の原則的な重要性からして、採用することができない。

- (4) 落選 2 社の「解体設計及び解体撤去工事費」についても、そこに記された情報は、あくまでも公募に対して企画書面を提出するという時点における概算的な位置づけの数・額であり、個別項目の積算根拠がより具体的に示されるものではない。一部の項目に付された「備考」は、いずれも簡潔な内容にとどまるものであって、そこから各企業にお

ける業務上のノウハウ等を看取し得るような性質のものではない。実施機関は「類似事業において競合があった際に提案価格が予見されるおそれがある」などと主張するが、杞憂に基づく主張として採用の限りではない。

以上総合すると、本件文書に記載された情報を全て開示したとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他利益が損なわれる蓋然性があるとはいえない。

(5) スターツコーポレーションの文書の内容は、落選者の文書に記載された情報を全て開示したとしても前記のとおりであるから、スターツコーポレーションの文書も同様である。ましてやスターツコーポレーションは、今回の事業者選定において審査の結果、優先事業者に選定された業者であり、事業に対する市民の監視の観点からすれば、同社が選考過程で示した提案は、相当程度公表され、市民をはじめとする一般の批判と監視に晒されるべきものである。優先交渉権者に選定された業者に係る情報が、法人等の利益侵害情報に該当すると解する余地は認められない。

(6) 府中グリーンプラザ敷地活用事業 審査結果の文書について、実施機関は定量的審査で用いる計算式が公表されていることから、得点を計算式に当てはめ逆算することによって不開示とされた各事業者の地代や解体費が判明する等述べて、得点評価も不開示すべき旨主張する。しかしながら、各事業者が示した事業費用および土地賃借料に関する情報は、いずれも利益侵害情報に該当しないものと判断されるから、実施機関の主張はその前提においてすでに正当性を欠くものというべきである。

※調査審議の経過

1	平成 30 年 6 月 21 日	公文書開示請求
2	平成 30 年 7 月 20 日	本件処分
3	平成 30 年 7 月 23 日	公文書の一部開示（審査請求人が処分のあったことを知った日）
4	平成 30 年 10 月 2 日	審査請求書の提出
5	平成 30 年 10 月 30 日	実施機関からの諮問の受理
6	平成 31 年 1 月 11 日	第 1 回審査会
7	平成 31 年 3 月 12 日	答申書の答申